

広島県告示第三百三十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を平成二十七年五月十四日付けで国土調査として指定した。

平成二十七年五月十四日

広島県知事 湯崎英彦

調査を行う者 者の名称	調査地域	調査期間
庄原市	西城町小鳥原・三坂の一部	国土調査指定の日 平成二八年三月三一日